

公益財団法人臨床研究奨励基金
寄付金等取扱規程

〔平成 25 年 4 月 1 日〕
制 定

令和 3 年 4 月 1 日施行

改正 令和 2 年 4 月 30 日

改正 令和 6 年 10 月 7 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人臨床研究奨励基金（以下「本法人」という。）
が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定め
るところによる。

- (1) 一般寄付金とは、広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領す
る寄付金をいう。
- (2) 特定寄付金とは、本法人が用途を特定して一定期間募金活動を行うこと
により受領する寄付金をいう。
- (3) 特別寄付金とは、個人又は団体が用途を特定し本法人が受領する寄付金
をいう。当該寄付金とは、金銭のほか、金銭以外の財産権を含むものとす
る。

(一般寄付金の募集)

第 3 条 本法人は常時一般寄付金を募ることができる。

- 2 一般寄付金は、寄付金総額の 50%を定款第 4 条の事業に使用することとし
て募集しなければならない。

(特定寄付金の募集)

第 4 条 特定寄付金を募集するときは、募集理由、募集期間、資金用途等必要な
事項を説明した要綱を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄付金は本法人が指定した用途に管理費を除きを使用することとする。

(特別寄付金の受入)

第 5 条 本法人は個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。

- 2 当該寄付金は、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

(寄付金の辞退)

第 6 条 寄付金が下記の各号に該当する場合又は恐れがある場合には、当該寄

付金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄付金の受け入れに起因して、本法人が著しく資金負担が生じる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(受領書等の送付)

第7条 寄付金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及び受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第8条 本法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き、閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報方針に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月7日施行する。